

(平成23年10月5日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認愛知地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	17 件
国民年金関係	1 件
厚生年金関係	16 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	23 件
国民年金関係	10 件
厚生年金関係	13 件

第1 委員会の結論

申立人の昭和59年8月から60年1月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和37年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和59年8月から60年1月まで

会社退職（昭和59年8月）後、母親がA町役場で私の国民年金の加入手続を行った。申立期間の国民年金保険料は、母親が父親の分と一緒に納付してくれていたはずである。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は6か月と短期間である上、申立人は、申立期間を除く国民年金加入期間において国民年金保険料の未納は無い。

また、申立人及びその父親の保険料と一緒に納付していたとする母親は、昭和44年2月から52年3月までの国民年金加入期間に保険料の未納は無い上、父親は、申立期間を含む44年2月から平成2年2月までの国民年金加入期間において保険料の未納は無いことから、母親の保険料の納付意識は高かったことがうかがわれる。

さらに、オンライン記録及び国民年金記号番号払出簿によると、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和59年10月9日にA町において払い出されていることから、その頃に申立人の国民年金加入手続が行われ、この加入手続の際に、資格取得日を遡って厚生年金保険被保険者資格喪失日の同年8月16日とする事務処理が行われたものとみられる。この国民年金手帳記号番号払出時期を基準とすると、申立期間は現年度納付することは可能であり、申立人の加入手続を行い、前述のとおり、保険料の納付意識が高かった母親が申立期間の保険料を納付したと考えても不自然ではない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和44年10月1日から45年3月1日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA事業所における資格取得日に係る記録を44年10月1日、資格喪失日に係る記録を45年3月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を3万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和25年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和44年10月頃から45年4月頃まで

A事業所で配送の仕事をしつつ、夜間は大学に通学していた。同事業所で同じ仕事をし、自分と同様に夜間大学に通っていた同僚3人には、いずれも厚生年金保険の記録があるにもかかわらず、私には記録が無い。

申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間のうち、昭和44年10月1日から45年3月1日までの期間について、A事業所の同僚の証言、及び申立人が同事業所の後に勤務したB事業所から提出された申立人の履歴書から判断して、申立人は、当該期間について同事業所に勤務していたことが推認できる。

また、申立人が、当時、自分と同様に、A事業所に勤務して配送業務に従事しながら、夜間大学にも通学していたとして名前を挙げた同僚3人には、いずれも同事業所での厚生年金保険被保険者記録が確認できる上、このうち連絡が取れた2人は、自分の入社時期と厚生年金保険の記録は合っている旨証言している。

さらに、申立人及び複数の同僚が証言した当時のA事業所の従業員数と厚生年金保険被保険者数がほぼ一致することから、当時、同事業所においては、ほぼ全ての従業員に厚生年金保険被保険者資格を取得させていたものと考え

られる。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和44年10月1日から45年3月1日までの期間についてA事業所に勤務し、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、当該期間の標準報酬月額については、申立人と同職種、かつ同年齢の同僚の記録から、3万6,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、A事業所は、昭和53年8月16日に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっており、これを確認できないものの、当該期間の健康保険厚生年金保険被保険者原票の整理番号に欠番が見当たらないことから、申立人に係る社会保険事務所(当時)の記録が失われたとは考えられないとともに、被保険者資格の取得及び喪失のいずれの機会においても社会保険事務所が申立人に係る届出を記録していないとは考え難く、事業主から社会保険事務所へ資格の得喪等に係る届出は行われておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る44年10月から45年2月までの保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間のうち、昭和45年3月1日から同年4月頃までの期間については、上述のとおり、A事業所は適用事業所ではなくなっており、当時の同僚からも申立人の退職時期に係る証言が得られないことから、申立人の当該期間における勤務実態及び厚生年金保険の取扱いについて確認できない。

また、上記の履歴書には、申立人の退職時期について「昭和45年3月退社」と月単位でしか記載されていないため、申立人の退社日を特定できない。

このほか、当該期間について、申立人の勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、当該期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

愛知厚生年金 事案6437

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B支店における資格取得日に係る記録を昭和49年4月16日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を6万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和25年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和49年4月16日から同年5月16日まで
A社C支店から同社B支店に異動した際の厚生年金保険の記録が無い。
申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された人事資料（異動履歴及び辞令）、同社の回答及び雇用保険の記録により、申立人は、申立期間においてA社に継続して勤務し（同社C支店から同社B支店に異動。）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、上記の人事資料により、申立人は、昭和49年4月1日付けで異動辞令を受けていることが確認できるところ、申立人は、「異動発令を受けた後も2週間ぐらいC支店で勤務していた。」と述べているとともに、戸籍の附票により、申立人が同年4月16日に同社B支店の寮に住所を移したことが確認できることから、申立期間については、A社B支店における資格取得日に係る記録を訂正することが妥当である。

また、申立期間の標準報酬月額については、A社B支店に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿の昭和49年5月の記録から、6万8,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は当時の資料が無く不明としており、ほかに確認

できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所(当時)に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B支店における資格取得日に係る記録を昭和50年3月20日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を9万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和50年3月20日から同年4月1日まで
A社C支店から同社B支店に異動した際の厚生年金保険の記録が無い。
申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された人事資料（異動履歴及び辞令）、同社の回答及び雇用保険の記録により、申立人は、申立期間においてA社に継続して勤務し（昭和50年3月20日に同社C支店から同社B支店に異動。）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、A社B支店に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿の昭和50年4月の記録から、9万8,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は当時の資料が無く不明としており、ほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所(当時)に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

愛知厚生年金 事案6439

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B支店における資格取得日に係る記録を昭和49年4月30日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を6万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和25年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和49年4月30日から同年5月15日まで
A社本社から同社B支店に異動した際の厚生年金保険の記録が無い。
申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された人事資料（異動履歴及び辞令）、健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失確認通知書、失業保険被保険者転出届受理通知書及び同社の回答並びに雇用保険の記録により、申立人は、申立期間においてA社に継続して勤務し（昭和49年4月30日に同社本社から同社B支店に異動。）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、A社B支店に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿の昭和49年5月の記録から、6万8,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は当時の資料が無く不明としており、ほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所(当時)に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

愛知厚生年金 事案6440

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を平成21年1月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を11万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和27年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成20年12月31日から21年1月1日まで
私は平成20年3月にA社に入社し、同年12月末に退社した。

厚生年金保険の記録によると、被保険者資格喪失日は平成20年12月31日となっているが、給与明細書により、申立期間の厚生年金保険料が控除されていたことが確認できるので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された給与明細書、A社から提出された賃金台帳及び雇用保険の記録により、申立人が同社に平成20年12月31日まで勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、給与明細書及び賃金台帳において確認できる給与額から、11万8,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主が資格喪失日を誤って届け出たと認めていることから、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る申立期間の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

愛知厚生年金 事案6441(事案3504の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間②について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該期間の標準賞与額に係る記録を60万3,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和17年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和32年10月30日から同年11月1日まで
② 平成17年7月21日

私は、申立期間①について、昭和32年10月末日までA事業所に在籍し、最後の給与から同年10月分の厚生年金保険料を控除されていたと記憶しているので、当該期間につき、厚生年金保険の被保険者として認めてほしいとして、年金記録確認の申立てをしたところ、平成22年5月19日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知文書もらった。

しかし、資料が無く、私の証言だけでは年金記録の回復はできないとするのは、納得がいかないので、再度調査の上、申立期間①について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

また、申立期間②について、B社の賞与支給明細書では、厚生年金保険料が控除されているにもかかわらず、年金記録が無いので、適正な記録にしてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間②については、申立人から提出された賞与支給明細書により、申立人は、当該期間について、その主張する標準賞与額（60万3,000円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人の申立期間②に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明と回答しており、ほかに確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得な

い。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの賞与額に係る届出を社会保険事務所（当時）に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

一方、申立期間①に係る申立てについては、i) A事業所は、既に昭和39年5月26日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、当時の事業主の連絡先も不明であることから、申立人の当該期間の勤務実態及び厚生年金保険の取扱いについて確認できないこと、ii) 同事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿において29年4月から35年6月までの期間に厚生年金保険被保険者資格を取得している31人の資格喪失日について調査したところ、資格喪失日が月初日とされている者は5人のみで、残りの26人は、月末又は月中の日を資格喪失日とされていることから、申立期間当時の同事業所では、月末に退職し翌月1日を資格喪失日とする習慣は無かったことがうかがえること、iii) 申立人は、「昭和32年10月30日及び同年10月31日は、体調不良により欠勤した。」と述べており、申立期間において勤務実態は無かったことがうかがえること等から、既に当委員会の決定に基づき、平成22年5月19日付け年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

これに対し、申立人は、「資料は無いが、私の証言だけでは年金記録の回復ができないとするのは、納得がいかない。」と主張して、再度申立てを行っている。

しかし、A事業所の事業主は、既に死亡していることが判明し、当該事業主の遺族に文書照会を行ったものの、「あて所に尋ねあたらない」として返送されており、申立人の退職日及び申立期間①における勤務実態について確認できない。

また、申立期間①においてA事業所の厚生年金保険被保険者記録が確認できる同僚8人に照会したが、申立人の退職時期を特定できる証言は得られなかった。

このほかに、委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の標準賞与額の記録については、申立期間①及び②は20万円、申立期間③及び④は19万6,000円、申立期間⑤は20万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和21年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成18年7月20日
② 平成19年8月3日
③ 平成19年12月21日
④ 平成20年8月21日
⑤ 平成20年12月10日

申立期間①から⑤まで、賞与がそれぞれ20万円ずつ支給された。源泉徴収簿により、支給額と厚生年金保険料の控除額が確認できるので、申立期間について標準賞与額の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間にA社の顧問をしていた税理士から提出された賃金台帳により、申立人は、申立期間①から⑤までにおいて、20万円の賞与が支給され、19万6,000円又は20万円の標準賞与額に見合う厚生年金保険料を当該賞与から控除されていたことが認められる。

ただし、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の標準賞与額については、賃金台帳において確認できる保険料控除額から、申立期間①及び②は20万円、申立期間③及び④は19万

6,000円、申立期間⑤は20万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立期間に係る保険料を控除したものの、納付していないことを認めていることから、社会保険事務所（当時）は、申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を平成10年6月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を34万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和47年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成10年5月31日から同年6月1日まで

私は、平成8年6月1日にA社に入社し、10年5月31日まで勤務して、同年6月1日から関連会社のB社に移った。A社における厚生年金保険の資格喪失日が同年5月31日となっており、厚生年金保険の記録が1か月間欠けているので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

B社から提出された申立人の給料明細（A社に係る平成10年5月分及びB社に係る同年6月分）、在籍証明書及び両事業所の事務担当者の証言並びに雇用保険の記録により、申立人はA社及び関連会社のB社に継続して勤務し（同年6月1日にA社からB社に異動。）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、当該給料明細において確認できる保険料控除額から、34万円とすることが妥当である。

なお、事業主が、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、B社は、「申立人の資格喪失日を誤って届け出た。」と回答していることから、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る平成10年5月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人のA社における資格取得日は昭和19年4月1日、資格喪失日は20年8月16日であると認められることから、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格の取得日及び喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については、1万円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和4年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和19年4月1日から20年8月16日まで

申立期間については、A社に勤務していたので、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

(注) 申立ては、死亡した申立人の妻が、申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

申立人と同じ学校からA社に入社した同僚(厚生年金保険被保険者資格取得日が昭和19年4月1日)は、「私も申立人も同じ国民学校からA社に昭和19年4月1日に同期入社した。申立人は、B工場で鍛造の仕事をしていた。退職したのは終戦を迎えた20年8月15日だったと思う。」と証言している。

また、申立人と同じ就業場所で一緒に勤務した複数の同僚(いずれも厚生年金保険被保険者資格喪失日が昭和20年8月16日)は、「私も申立人もB工場で鍛造の仕事をし、終戦まで一緒に勤務していた。」と証言している。

さらに、申立人のA社B工場を退職するまでの間の勤務状況等に関する説明は具体的であり、文献の内容とも一致している上、前述した同僚の厚生年金保険被保険者資格の取得日及び喪失日の状況から判断すると、申立人は、申立期間において同社同工場に勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが推認できる。

一方、A社B工場の健康保険厚生年金保険被保険者名簿(以下「被保険者名簿」という。)については、戦災により全て焼失し、現存する被保険者名簿

は無く、復元もされていない。

また、年金番号を払い出す際に作成される厚生年金保険被保険者台帳索引票については、被保険者名簿とは異なり戦災による大規模な焼失は免れているものの、何らかの事情によりかなりの数の番号の欠落が確認でき、これによって被保険者名簿を復元することも困難な状況にある。

以上の事実を前提にすると、申立てに係る厚生年金保険被保険者記録が無いことの原因としては、事業主の届出漏れ、保険者による被保険者名簿への記入漏れ、被保険者名簿の焼失等の可能性が考えられるが、被保険者名簿の大規模な焼失等から半世紀も経た今日において、保険者も被保険者名簿の復元をなしえない状況の下で、申立人及び事業主にその原因がいずれにあるかの特定を行わせることは不可能を強いるものであり、同人らにこれによる不利益を負担させるのは相当ではないというべきである。

以上を踏まえて本件を見るに、申立人が、申立期間においてA社B工場に勤務した事実及び事業主による保険料の控除の事実が推認できること、申立てに係る厚生年金保険被保険者記録は、事業主がその届出を行った後に焼失した可能性が相当高いと認められる一方で、この推認を妨げる特段の事情は見当たらないこと等の諸事情を総合して考慮すると、事業主は、申立人が昭和19年4月1日に厚生年金保険被保険者資格を取得した旨の届出を社会保険事務所(当時は保険出張所)に対して行ったと認めるのが相当であり、かつ、申立人の同社同工場における厚生年金保険被保険者資格の喪失日は、前述した同僚の被保険者資格喪失日と同日の20年8月16日とすることが妥当であると判断する。

また、申立期間の標準報酬月額は、厚生年金保険法及び船員保険法の一部を改正する法律(昭和44年法律第78号)附則第3条の規定に準じ、1万円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立人の申立期間に係る標準報酬月額の記録を平成3年8月及び同年9月は32万円、同年10月から4年2月までは34万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和32年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成3年8月から4年2月まで

年金記録確認第三者委員会からA社における同僚の標準報酬月額についての照会があり、その時に、同社で勤務していた期間の標準報酬月額の記録が引き下げられていることを知った。勤務していた期間に給料が減額されたことは無いので、元の記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によると、申立人の申立期間の標準報酬月額は、当初、平成3年8月及び同年9月は32万円、同年10月及び同年11月は34万円と記録されていたところ、同年12月2日付けで、同年8月1日まで遡って15万円に引き下げられ、申立人のA社における資格喪失日（4年3月15日）まで同額で継続していることが確認できる。

また、オンライン記録によると、A社の代表取締役及び複数の同僚（約70人）についても、申立人と同様に平成3年12月2日付けで、同年4月1日より前に資格取得している者は、同年8月1日又は同年10月1日まで遡って、同年4月1日以降に資格取得している者は、その取得日まで遡って標準報酬月額を引き下げられていることが確認できる。

しかし、申立人は、「A社に勤務していた当時の給料の支給額は、40万円程度であり、在勤中に給料が大きく減額されたことは無い。」と主張している上、複数の同僚に照会しても、申立期間当時の給与支給額が当該遡及訂正後の標準報酬月額に見合う額まで減額されたことをうかがわせる証言は得られない。

また、申立人と同じ平成3年12月2日付けで標準報酬月額を遡って引き下

げられている同僚から提出された給料支払明細書によると、当該同僚は、申立期間において当該遡及訂正前の標準報酬月額（20万円）に基づく厚生年金保険料を給与から控除されていることが確認できる。

さらに、申立人は、「A社で経費の精算等の仕事をしていたが、給与計算及び厚生年金保険の事務は、本社で一括して行っていた。同社では、当時、様々な支払が滞っていた。おそらく厚生年金保険料についても滞納していたのではないかと思う。」と証言しており、複数の同僚も、「申立期間当時、A社の経営状況は悪く、従業員の給料や番組出演料の支払遅滞があった。」と証言していることから、申立期間当時のA社は、厚生年金保険料を滞納していた可能性が高いものと考えられる。

これらを総合的に判断すると、平成3年12月2日付けで行われた遡及訂正処理は事実に即したものとは考え難い上、申立人について同年8月1日まで遡って標準報酬月額の減額処理を行う合理的な理由は無く、申立人の標準報酬月額に係る有効な記録訂正があったとは認められないことから、申立人の申立期間に係る標準報酬月額については、同年8月及び同年9月は32万円、同年10月から4年2月までは34万円に訂正することが必要と認められる。

愛知厚生年金 事案6446

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額（51万8,000円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立期間における標準賞与額に係る記録を51万8,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和47年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成20年12月22日

私は、申立期間について、A社から賞与が支給されたにもかかわらず、当該賞与に係る記録が無い。調査をして、申立期間について、標準賞与額の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された賞与明細書により、申立人は、申立期間において、その主張する標準賞与額（51万8,000円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、「申立期間に係る賞与の届出を忘れていた。」と回答していることから、社会保険事務所（当時）は、申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

愛知厚生年金 事案6447

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額（47万3,000円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立期間における標準賞与額に係る記録を47万3,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和56年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成20年12月22日

私は、申立期間について、A社から賞与が支給されたにもかかわらず、当該賞与に係る記録が無い。調査をして、申立期間について、標準賞与額の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された賞与明細書により、申立人は、申立期間において、その主張する標準賞与額（47万3,000円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、「申立期間に係る賞与の届出を忘れていた。」と回答していることから、社会保険事務所（当時）は、申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

愛知厚生年金 事案6448

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認められることから、申立期間に係る脱退手当金の支給記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和25年4月26日から33年3月1日まで

日本年金機構からの確認はがきにより、申立期間については脱退手当金が支給されているため、厚生年金保険の支給対象とはならないことが分かった。

しかし、私は、脱退手当金を受給した記憶は無いので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間の脱退手当金は、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約1年5か月後の昭和34年7月30日に支給決定されたこととなり、事業主が申立人の委任を受けて代理請求したとは考え難い。

また、脱退手当金を支給する場合、本来、過去の全ての厚生年金保険被保険者期間をその計算の基礎とするものであるところ、申立期間より前の被保険者期間がその計算の基礎とされておらず、未請求となっているが、最初の被保険者期間を失念するとは思えないことから、申立人が請求したとは考え難い。

さらに、A事業所において申立人と同一日に脱退手当金の支給決定がなされたこととされている者が申立人以外に2人いるが、いずれも同事業所を退職してから1年5か月以上たってから支給決定されており、このほかにも、同一日に5人支給決定されている例が2回みられる上、当該10人（うち8人は、資格喪失から1年以上経過後の支給決定）のうち連絡がとれた3人の同僚は、「脱退手当金をもらった記憶は無い。退職後、同僚にも会っていない。」と証言していることから、お互いに連絡を取り合っていない複数名の同僚が、その頃一斉に脱退手当金を請求したと考えるのは不自然である。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給したとは認められない。

愛知厚生年金 事案6449

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認められることから、申立期間に係る脱退手当金の支給記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和27年2月1日から33年3月1日まで

日本年金機構からの確認はがきにより、申立期間については脱退手当金が支給されているため、厚生年金保険の支給対象とはならないことが分かった。

しかし、私は、脱退手当金を受給した記憶は無いので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間の脱退手当金は、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約1年5か月後の昭和34年7月30日に支給決定されたこととなり、事業主が申立人の委任を受けて代理請求したとは考え難い。

また、脱退手当金を支給する場合、本来、過去の全ての厚生年金保険被保険者期間をその計算の基礎とするものであるところ、申立期間より前の被保険者期間がその計算の基礎とされておらず、未請求となっているが、最初の被保険者期間を失念するとは思えないことから、申立人が請求したとは考え難い。

さらに、A事業所において申立人と同一日に脱退手当金の支給決定がなされたこととされている者が申立人以外に2人いるが、いずれも同事業所を退職してから1年5か月以上たってから支給決定されており、このほかにも、同一日に5人支給決定されている例が2回みられる上、当該10人（うち8人は、資格喪失から1年以上経過後の支給決定）のうち連絡がとれた3人の同僚は、「脱退手当金をもらった記憶は無い。退職後、同僚にも会っていない。」と証言していることから、お互いに連絡を取り合っていない複数名の同僚が、その頃一斉に脱退手当金を請求したと考えるのは不自然である。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給したとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認められることから、申立期間に係る脱退手当金の支給記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和15年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和34年6月1日から同年10月1日まで
② 昭和34年10月16日から40年6月1日まで

私は、日本年金機構から送付されてきた確認はがきを受け取って、昭和40年9月3日に脱退手当金を受け取った記録となっていることを知った。脱退手当金を受け取っていないので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

脱退手当金を支給する場合、本来、過去の全ての厚生年金保険被保険者期間をその計算の基礎とするものであるが、申立期間より前の被保険者期間についてはその計算の基礎とされておらず、未請求となっているところ、3回の被保険者期間のうち、最初の被保険者期間を失念するとは考え難い。

また、申立事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票及び厚生年金保険被保険者台帳記号番号払出簿において、申立人の氏名は変更処理がなされておらず旧姓のままであり、申立期間の脱退手当金は旧姓で請求されたものと考えられるが、申立人は、昭和40年1月*日に婚姻し改姓していることから、申立人が脱退手当金を請求したとは考え難い。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給したとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認められることから、申立期間に係る脱退手当金の支給記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和15年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和34年3月26日から39年9月30日まで

私は、年金の受給申請をする際に、申立期間について脱退手当金が支給されたことになっていることを知った。脱退手当金を受給した記憶は無いため、申立期間について、脱退手当金支給済みの記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

脱退手当金を支給する場合、本来、過去の全ての厚生年金保険被保険者期間をその計算の基礎とするものであるところ、申立人の脱退手当金は、申立期間より前にある2回の被保険者期間についてはその計算の基礎とされておらず、未請求期間となっている。

しかし、3回の被保険者期間のうち、申立期間と同一事業所で最初の被保険者期間を失念するとは考え難い。

また、申立期間の脱退手当金は、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約12か月後の昭和40年9月28日に支給決定されたこととなり、事業主が申立人の委任を受けて代理請求したとは考え難い。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給したとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和54年8月から60年9月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和34年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和54年8月から60年9月まで

私は、海外に居住していることから、国民年金については母親に全て任せている。母親によると、年月などの時期までは不明だが国民年金保険料を納付している過程で未納の保険料について遡って納付できるとの通知が来たことから、父親と母親が相談して、私の将来のために20歳から未納としていた保険料を一括で納付してくれたと聞いているので、申立期間について、国民年金保険料を納付していたことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金の加入手続及び保険料の納付を行っていたとする母親は、申立人の加入手続を行った時期については定かではないものの、加入手続を行った後は定期的に保険料を納付していた覚えがあり、その過程で時期は不明であるが未納としていた保険料を遡って納付できるとの通知が来たので申立期間の保険料を納付したとしている。

しかしながら、国民年金手帳記号番号払出簿によると、申立人の国民年金手帳記号番号は昭和63年1月頃に払い出されており、オンライン記録によると、62年4月から同年12月までの保険料が同年12月に一括して納付されていることが確認できることから、この頃に初めて申立人に係る国民年金の加入手続が行われ、この加入手続の際に、申立人が20歳に到達した54年*月まで遡って国民年金の被保険者資格を取得したとする処理が行われたものとみられる。国民年金保険料については、納付期限から2年を経過したときは時効により納付することができないこととされているところ、この加入手続が行われた時期を基準とすると、申立期間は、納付期限から2年を経過していることから、申立期間の保険料の納付に係る通知が送付されていたとは考え難く、母親は申立

期間の保険料を納付することはできなかったものと考えられる。

また、オンライン記録によると、i) 上記の加入手続時期において、納付期限から2年が経過しておらず、納付が可能であった申立期間直後の昭和60年10月から62年3月までの保険料については、63年1月に一括して遡って過年度納付されていること、ii) 上記の加入手続時期と同じ昭和62年度内の62年4月から同年12月までの保険料については、同年12月に一括して遡って現年度納付されていること、iii) その後の63年1月以降の保険料については、同年2月以降に順次現年度納付されていることが確認できる。このように、62年12月以前の保険料は遡って納付され、63年1月以降の保険料は順次納付されていることは、申立期間は含まれないものの、母親が主張する納付状況とも整合しており、母親が加入手続後に遡って未納の保険料を納付できる通知が来て納付したとする保険料は、上記ii) の62年12月及び上記i) の63年1月時点で遡って納付することが可能であったこれらの保険料の納付を指している可能性が考えられる。

さらに、申立人の加入手続時点の住所地であったA市によると、オンライン記録と同様に、申立期間の保険料については納付されていた形跡は見当たらないとしている。

加えて、申立人に対して別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらない上、母親が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（確定申告書、家計簿等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和61年12月から平成3年2月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和28年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和61年12月から平成3年2月まで

A町に転居し働き始めた昭和61年9月に国民年金の加入手続を行い、毎月国民健康保険料と一緒に国民年金保険料を同町役場で納付していた。

私が所持する国民年金手帳では生年月日が間違えられている上、保険料の免除申請を行った覚えは無いのに、昭和61年12月から62年10月までの保険料が免除とされていることはおかしい。

昭和62年11月から平成3年1月までは、厚生年金保険被保険者資格を取得していたこととされているが、当時、厚生年金保険被保険者資格を取得していたことは知らなかったため、ずっと国民年金保険料を納付していたので、重複納付していた国民年金保険料を返還してほしい。また、申立期間の最終月である同年2月は厚生年金保険にも国民年金にも未加入とされているが、この月も国民年金保険料は納付している。

申立期間について、国民年金保険料を納付していたことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「A町に転居し働き始めた昭和61年9月に国民年金の加入手続を行い、それ以降B町に転居するまで毎月国民健康保険料と一緒に国民年金保険料をA町役場で納付しており、申請免除期間、厚生年金保険被保険者期間及び未加入期間とされている申立期間についての保険料も納付していた。」としているところ、A町の国民年金被保険者名簿及びオンライン記録によると、申立人の国民年金被保険者資格取得日は、昭和61年9月1日とされ、同年9月の保険料が同年11月に納付されていることから、申立人の主張する頃に加入手続が行われ、保険料の納付が開始されたことは確認できる。

しかしながら、申立期間のうち、申請免除期間とされている昭和61年12

月から62年10月までの期間について、申立人は、「保険料の免除申請を行った覚えは無く、保険料を納付していた。」としているものの、A町の国民年金被保険者名簿によると、オンライン記録同様、当該期間は申請免除期間とされていることが確認できる上、オンライン記録によると、当該期間のうち、61年12月から62年3月までの期間は同年1月31日に、同年4月から同年10月までの期間は同年7月31日に免除申請が行われていることが確認できる。

また、当時の申請免除の承認は申請のあった日の属する月前における直近の基準月（1月、4月、7月及び10月）から当該年度末までとされ、申請日において既に保険料が納付済みの期間がある場合には当該期間は免除対象期間とはならないとされているところ、i) A町の国民年金被保険者名簿によると、申請免除期間直前の昭和61年10月及び同年11月については、「申免」の押印が取り消され、それぞれ免除申請日（62年1月31日）前である「61.12.2」及び「62.1.14」が押印されていること、ii) 後述のとおり、申立人は免除期間直後の同年11月から厚生年金保険被保険者資格を取得していることから、申請免除期間が61年12月から62年10月までとされていることに不自然さはなく、当該期間の保険料を納付することはできなかったと考えられる。

さらに、申立期間のうち、昭和62年11月から平成3年1月までの厚生年金保険被保険者期間、及び当該被保険者資格を喪失し国民年金にも未加入とされている同年2月について、申立人は、「厚生年金保険被保険者資格を取得していたことは知らなかったことから、国民年金被保険者資格を喪失しておらず、これらの期間についても引き続き国民年金保険料を納付していた。」としているが、A町の国民年金被保険者名簿において、備考欄に国民年金加入以前である昭和53年4月に取得していた厚生年金保険の記号番号が記載されており、その記号番号で62年11月1日に厚生年金保険被保険者資格を取得していることが確認でき、同年11月の欄には「納入不要」の記載も確認できる。このことから、当時同町では申立人が厚生年金保険被保険者資格を取得していることを承知していたとみられ、国民年金保険料を徴収していたとは考え難い。

加えて、申立人が所持している2冊目の年金手帳、及び申立期間後に申立人が転居したB町の国民年金被保険者名簿のいずれにおいても、オンライン記録同様、申立人は上記厚生年金保険被保険者資格を取得した昭和62年11月1日に国民年金被保険者資格を喪失していることとされ、その後、再度国民年金被保険者資格を取得したのは、平成3年3月5日とされていることから、昭和62年11月から平成3年2月までの期間は国民年金に未加入となり、保険料を納付することはできなかったと考えられる。

なお、申立人は、「生年月日は、昭和28年*月*日であるが、同年*月*日（オンライン記録は平成3年7月30日付けで昭和28年*月*日に変更処理。）と間違われており、行政側に不備があったことから、誤って申立期間の保険料の免除が行われたのではないだろうか。」としているが、国民年金は、月単位

で保険料が徴収されることから、生年月日が1日異なることによって保険料に影響はない上、保険料納付されている国民年金手帳記号番号と同一の記号番号で免除の記録とされていることから、生年月日が間違っていることにより、保険料の免除が行われたということにはならない。

このほか、申立人に対して別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらない上、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（確定申告書、家計簿等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成13年11月から14年3月までの国民年金保険料については、学生納付特例により納付猶予されていたものと認めることはできない。また、当該期間の国民年金保険料については、免除されていたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和56年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成13年11月から14年3月まで

私は、申立期間は予備校に在籍しており、学生のため収入が無く国民年金保険料を納付することができなかった。そのため、学生納付特例の申請を行い保険料の納付猶予の承認がされていたので、学生納付特例により申立期間の保険料が納付猶予されていたことを認めてほしい。

また、申請を行ったことについては間違いないので、全額申請免除により申立期間の保険料が免除されていた可能性も確認してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立人は、申立期間については予備校に在籍していたとしているが、申立人が在籍していた予備校が学生納付特例の対象校とされたのは平成17年度以降であることから、申立期間について学生納付特例の申請を行ったとしても、これが承認され保険料が納付猶予されていたとは考え難い。

また、申立人の主たる主張は、申立期間の保険料について、「学生納付特例により納付を猶予されていたことを認めてほしい。」との主張であるものの、保険料を納付しないという観点からみると、申立人が申立期間の保険料の全額申請免除の申請を行っていた可能性の余地が残り、聴取の過程において申立人も「申請を行ったことは間違いないので、全額申請免除の可能性も確認してほしい。」としている。しかしながら、申立人からの聴取による申立期間当時の家族構成等を勘案すると、申立人が行ったとする申請が全額申請免除の申請であったとしても、これが承認されて保険料が免除されていた可能性は考え難い。

さらに、A町の国民年金保険料検認一覧表によると、申立期間の保険料については、未納とされていることから保険料の納付猶予、又は免除に係る承認がされていたとは推認し難い。

加えて、申立期間当時であれば、学生納付特例により保険料の納付猶予、又は全額申請免除により保険料の免除に係る承認が行われた場合、通常は、オンライン記録で、当該承認に関する処理が行われた年月日、及び保険料の納付を猶予、又は免除されていた期間等が管理されることとなるが、申立人がオンライン記録において保険料の納付を猶予、又は免除されているのは、学生納付特例の対象となる4年制の大学に申立人が入学したとする平成14年度（申立期間の翌年度）以降の保険料の納付に係る猶予のみであり、これ以前に申立人が保険料の納付を猶予、又は免除されていた形跡はうかがえない。

- 2 申立人は、「私の学生納付特例の申請に対して、それが不承認であれば、しかるべき期間内にその旨の通知がなされるのが当然であり、申請後相当の期間内に不承認の通知がなければ承認されたと思うのが世の常だと思う。この状態は正当に保護されるべきことであり、申請後はるかに経過したこの期に及んで不承認の通知をされることは、信義にもとること甚だしく、不誠実、無責任な事務処理であると思う。」としている。

しかしながら、申立人の主張どおり学生納付特例の申請が行われ、当該申請書が受理されていたのであれば、通常の事務処理では、保険料の納付猶予に係る承認、不承認のいかんにかかわらず、その結果を申請者に対して通知することとされているところ、戸籍の附票によると、申立人は、申立期間の前後において住所地の変更はなく、これは社会保険事務所（当時）が管理していた住所地とも一致していることから、申立人に通知、案内等の送付物が届いたものと考えるのが自然であり、申立人に対してのみ通常の処理において行われるべき通知、案内等が送付されなかったと推認するまでの特段の事情は見当たらない。

また、オンライン記録によると、上記1の平成14年度の学生納付特例に関する処理年月日は平成14年7月2日とされており、その処理日の翌週にあたる同年7月8日に申立人に対して納付書が作成されたことが確認できる。これは、同年度の学生納付特例に関する処理を契機に、申立人に対して申立期間に係る保険料の納付を促すための過年度納付書が作成・送付されたものと推測できることから、これによっても申立人は、申立期間の保険料が納付猶予、又は免除とされておらず、未納とされていることを知り得たものと考えられる。

- 3 申立人が学生納付特例により申立期間に係る保険料の納付を猶予、又は全額申請免除により保険料の納付を免除されていたことを示す関連資料は無く、ほかに学生納付特例により保険料の納付を猶予、又は全額申請免除によ

り保険料の納付を免除されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

- 4 これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を学生納付特例により納付猶予されていたものと認めることはできない。また、申立期間の国民年金保険料を免除されていたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成9年4月から10年1月までの国民年金保険料については、免除されていたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和27年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成9年4月から10年1月まで

申立期間の免除申請を行うため、A市役所の国民年金係の窓口に行ったところ、免除申請手続が少し遅れたことから、同市役所の女性職員に「4月から免除はできない。」と言われた。私が同市役所で年金事務を担当していた頃は、免除申請が少し遅れても年度当初の4月まで遡って申請を受け付けていたので、女性職員と少し言い合いになった。そのため、免除申請を行ったことはよく覚えているので、国民年金保険料を免除されていたことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間について免除申請を行ったとしているところ、A市が保管している申立人の国民年金に係る記録によると、「届出日 H10. 3.20 異動事由 免除非該当」とされていることが確認できる。これについて、同市は、申立人の平成9年度の免除申請が却下になった通知を平成10年3月20日に社会保険事務所（当時）から受けたことを意味するものであると説明している。このため、申立期間に係る免除申請については申立人の主張のとおりに行われたものの、その結果については何らかの理由により承認されなかったものと考えられる。

また、オンライン記録によると、平成12年1月に申立人に対して過年度納付書が作成されたこととされており、これはその時点で時効に到達していなかった申立期間のうち、9年12月及び10年1月について作成されたとみられることから、少なくとも当該期間については、当時から申請免除期間とされていなかったことがうかがわれる。

さらに、A市が保管している国民年金に係る記録においても、オンライン記

録同様、申立期間は未納とされている上、申立人が申立期間の保険料を免除されていたことを示す関連資料は無く、ほかに申立期間の保険料を免除されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を免除されていたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和46年10月から61年6月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和26年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和46年10月から61年6月まで

婚姻(昭和54年2月)する1、2年ぐらい前で私が25、26歳の頃の何月かは分からないが、私の母親はA市役所B支所によく行っていたので、国民年金の加入手続はその頃に母親が行ったと思う。国民年金保険料は、私が母親に毎月7,000円ぐらいの保険料を渡し口座振替により保険料納付を開始するまで支払っていた。妻が婚姻届を提出(同年2月)した際、足をけがしていた母親に頼まれてその月の保険料を同支所に納めた時、同支所の職員から婚姻前の時期に未納期間があるので今納めれば、将来満額受給できると言われ、当該未納期間分の保険料として約60数万円を妻が一回で支払ったはずである。口座振替により納付を始めた時期については覚えていないが、口座振替により納付したことを示す通帳を所持しているので、申立期間の保険料を納付していたことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金加入手続に直接関与しておらず、これを行ったとする母親は既に死亡していることから、申立人の加入手続状況の詳細は不明である。

また、申立人は、婚姻(昭和54年2月)する1、2年ぐらい前に母親が加入手続を行い、国民年金保険料については、申立人が母親に毎月7,000円ぐらいの保険料を渡し、口座振替により保険料納付を開始するまで母親に納付してもらっていたとしているところ、i) 母親が加入手続を行ったとする時期の保険料月額は昭和51年度が1,400円、52年度が2,200円、53年度が2,730円であり、申立人が母親に渡して納付したとする保険料月額とは相違していること、ii) A市では申立期間当時、保険料の収納は3か月ごとであったとしていることから、申立人の申立期間に係る保険料納付状況の記憶は曖昧である。

さらに、オンライン記録及び国民年金手帳記号番号払出簿によると、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和63年4月13日にA市で払い出されており、これ以前に申立人に対して国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらない上、同市の申立人の国民年金被保険者名簿の受付記録欄に「受付年月日 63. 3. - 8 受付書類名 新規」、資格記録欄に「年月日 46 * * 種別 1 事由 新規(20才)」の記載が確認できることから、申立人の国民年金加入手続は63年3月頃に初めて行われ、その加入手続の際に、資格取得日を遡って46年*月*日(20歳到達時)とする事務処理が行われたものとみられる。このため、申立人は申立期間当時、国民年金に未加入であったものとみられ、その加入手続時期を基準とすると、第3回特例納付実施期間(53年7月から55年6月まで)を既に過ぎており、申立期間のうち、46年10月から60年12月までの保険料は時効により納付することはできなかったものと考えられる。

加えて、申立期間のうち、昭和61年1月から同年6月までの保険料については、過年度納付することは可能であったものの、当該保険料は口座振替により納付することはできず、当時、国民年金被保険者であった妻のA市の国民年金被保険者名簿の備考欄には「口振~~依頼~~・解約 60年7月 入力・前・期」と記載があることから、提出された預金通帳の国民年金保険料は妻の保険料であったものとするのが自然である。

このほか、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料(確定申告書、家計簿等)は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和39年12月から45年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和19年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和39年12月から45年3月まで

私は、A市B区で修行をしていたときに職場に来た同区役所の職員から国民年金の加入を勧められ、昭和40年1月（成人式後）頃にその職員に国民年金の加入手続をしてもらい、国民年金手帳を職場で受け取った。申立期間の国民年金保険料は、集金人が職場に定期的に来たので現金で納付していた。申立期間の保険料が未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和40年1月頃に国民年金の加入を勧めたA市B区役所の職員に加入手続をもらい、申立期間の保険料は加入当初から職場で集金人に納付していた覚えがあるとしているところ、申立期間の保険料の納付時期、納付周期及び納付金額について覚えていないとしていることから保険料納付状況に係る記憶は曖昧である。

また、オンライン記録、記号番号払出控及び国民年金受付処理簿によれば、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和45年4月11日にA市B区に払い出されおり、申立人の国民年金手帳記号番号前後の任意加入者の資格取得状況及び申立人が所持する国民年金手帳に記載されている発行年月日から、申立人の国民年金加入手続は同年5月頃に初めて行われ、その手続の際に資格取得日を遡って39年*月*日(20歳到達日)とする事務処理が行われたものとみられる。このため、この加入手続時期を基準とすると、申立期間のうち、同年12月から43年3月までの期間は時効により保険料を納付することはできなかつたものと考えられる。

さらに、前述の加入手続時期（昭和45年5月）を基準とすると、申立期間

のうち、43年4月から45年3月までの期間は遡って納付することが可能であったものの、申立人は、申立期間の保険料を加入当初から集金人に定期的に納付し、遡って保険料を納付したことはないとしており、申立期間当時A市では集金人（国民年金推進員）は過年度保険料を取り扱っていないとしていることから、申立人が当該期間の保険料を過年度納付したとは考え難い。申立人が唯一所持している国民年金手帳の国民年金印紙検認記録を見ると、昭和44年度の記録には検認スタンプは無く、加入手続後の45年度から検認スタンプが押されていることが確認でき、オンライン記録及び国民年金被保険者台帳の記載内容とも符合し、これら記録に齟齬^{そご}は無く、不自然な点は見受けられない。

加えて、申立人に対して別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらない上、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（確定申告書、家計簿等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和49年3月から50年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和26年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和49年3月から50年3月まで

大学卒業後、父親が国民年金加入手続を行い、国民年金保険料は父親が母親の分と一緒に納付していたと聞いていた。保険料を納付したことを示す資料は無いが、父親は納付が可能な保険料は全て納付していると思うので、申立期間が未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の国民年金加入手続及び国民年金保険料納付に直接関与しておらず、これらを行ったとする父親及び保険料と一緒に納付していたとする母親は死亡していることから加入手続及び保険料納付状況の詳細は不明である。

また、オンライン記録及び国民年金手帳払出控によると、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和50年11月21日にA市B区に払い出されており、申立人に対して別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらないことから、申立人の国民年金加入手続はその頃に初めて行われ、その加入手続の際に資格取得日を遡って49年3月19日とする事務処理が行われたものとみられる。この加入手続時期を基準とすると、申立期間の保険料は過年度納付することが可能であったものの、申立人の国民年金被保険者台帳では昭和50年度から保険料が納付されたことが確認できるが申立期間は未納とされており、前述のとおり、両親は死亡していることから加入手続及び保険料納付状況の詳細は不明であり、父親が申立人の申立期間の保険料を過年度納付していたものまでの推認を行うことはできない。

さらに、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（確定申告書、家計簿等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和47年7月から49年6月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和47年7月から49年6月まで

私は、会社退職（昭和47年7月）後、A町役場で国民健康保険と国民年金の加入手続を行ったことを覚えている。その後、49年11月に私が婚姻するまでの期間の国民年金保険料は母親が納付してくれていた。申立期間について、保険料を納付した記録が無いとされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、会社退職（昭和47年7月）後、A町役場で国民健康保険と国民年金の加入手続を行ったとしているところ、加入手続後交付される国民年金手帳の受領については覚えていないとしていることから、申立人の申立期間に係る国民年金加入手続状況に関する記憶は曖昧である。

また、申立人は、申立期間の国民年金保険料納付に直接関与しておらず、これを行ったとする母親は既に死亡していることから、申立人の申立期間に係る国民年金保険料納付状況の詳細は不明である。

さらに、オンライン記録及び国民年金受付処理簿によれば、申立人の国民年金加入手続は、申立人の国民年金手帳記号番号前後の任意加入被保険者の資格取得状況から、昭和49年12月頃にA町で行われ、この加入手続において、資格取得日を同年7月21日とする事務処理が行われたものとみられる。このことは、同町が保管する国民年金資格記録の資格取得日及び申立人が所持する年金手帳の資格取得日とも符合する。このため、申立人は、申立期間は国民年金に未加入であり、母親は、申立人の申立期間の保険料を納付することはできなかったものとみられる。

加えて、申立人に対して別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらない上、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料

(確定申告書、家計簿等)は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 60 年 6 月から平成元年 5 月までの期間及び 11 年 4 月から 12 年 7 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 39 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 60 年 6 月から平成元年 5 月まで
② 平成 11 年 4 月から 12 年 7 月まで

私は、会社退職（昭和 60 年 6 月）後、A 市 B 区役所で国民年金の加入手続を行った。加入後、3 年ほど国民年金保険料を納付しなかったが、母親からお金を借りて、送られてきた納付書で申立期間①は約 30 万円を銀行で一括納付した覚えがある。その後、保険料は、口座振替や 1 年前納で保険料を納付していた。しかし、途中で保険料を払わなくなったときもあったが、母親に保険料を納付するように言われたので、送られてきた納付書で申立期間②は約 18 万円を銀行で一括納付した覚えがある。どこからどこまでの期間の保険料とか納付時期の詳細までは覚えていないが、申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、会社退職（昭和 60 年 6 月）後、A 市 B 区役所で国民年金の加入手続を行い、申立期間の保険料は、送付されてきた納付書で申立期間①は約 30 万円、申立期間②は約 18 万円を銀行でそれぞれ遡って一括納付した覚えがあるとしているところ、加入手続時期、申立期間の保険料の納付時期及び納付対象期間についてはよく覚えていないとしていることから、申立人の加入手続及び申立期間の保険料納付状況に関する記憶は曖昧である。

また、オンライン記録及び国民年金手帳記号番号払出簿によれば、申立人の国民年金加入手続は、申立人の免除申請状況から、平成 3 年 5 月頃に A 市 B 区において行われ、その加入手続の際に、資格取得日を遡って申立人が厚生年金保険被保険者資格を喪失した昭和 60 年 6 月 5 日とする事務処理が行われ

たものとみられる。このことは、申立人が所持する年金手帳の記載内容及び同市の申立人の国民年金被保険者名簿とも符合する。このため、申立人は、申立期間①当時、国民年金に未加入であったものとみられる上、この加入手続時期を基準とすると、申立期間①のうち、同年6月から平成元年3月までの保険料は時効により納付することはできず、同年4月及び同年5月の保険料は過年度納付することが可能であった。しかしながら、申立人は、申立期間①の保険料を遡って一括納付したのは一回のみとしており、申立人の納付記録を見ると、申立期間①直後の同年6月から平成3年3月までの保険料（18万800円）は同年7月5日に一括して過年度納付されていることが確認できる。この過年度納付された時点では、元年4月及び同年5月については時効となることから、申立人は当該期間の保険料を納付することはできなかつたものとみられる。

さらに、申立期間②についても、申立人は、保険料を遡って一括納付したのは一回のみとしていることから、同様に申立人の納付記録を見ると、平成14年9月27日に申立期間②直後の12年8月から14年3月までの過年度保険料（26万6,000円）及び平成14年度の現年度保険料（15万9,600円）は一括納付されていることが確認できる。この一括納付された時点では、申立期間②の保険料は時効となることから、申立人は、当該期間の保険料を納付することはできなかつたものとみられる。

加えて、オンライン記録及びA市が保管する申立人の国民年金納付記録共に申立期間①及び②は未納とされており、これら記録に齟齬^{そご}は無く、不自然な点は見受けられない。

このほか、申立人に対して別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらない上、申立人が申立期間の保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和61年3月から同年8月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和39年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和61年3月から同年8月まで

会社を退職（昭和61年3月）後、私は、A市からB市に転居した際に、国民年金の加入手続を行った覚えは無いが、同市役所から申立期間の国民年金保険料の納付書が自宅に送付され、2回目の納付書を受け取った後、会社に就職した同年9月から同年10月頃に申立期間の保険料（6万か7万円ぐらい）を同市役所の窓口でまとめて納付した。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、B市に転居した際に、国民年金の加入手続を行った覚えは無いが、同市役所から申立期間の国民年金保険料の納付書が自宅に送付され、2回目の納付書を受け取った後、会社に就職した昭和61年9月から同年10月頃までに申立期間の保険料（6万か7万円ぐらい）を同市役所の窓口でまとめて納付したとしているところ、i) 申立期間の保険料を納付した場合の保険料額は4万2,240円となり、申立人が納付したとする保険料額とは相違していること、ii) 申立人がまとめて納付したと主張する申立期間のうち、同年3月の保険料は過年度保険料となるが、同市では、市役所の窓口では保険料は取り扱っておらず、過年度保険料及び現年度保険料共に市役所内の金融機関で納付するよう案内していたとしていること、iii) 申立人は、申立期間当時、国民年金の加入手続を行った覚えは無いとしていることから、申立人の申立期間に係る加入手続及び保険料納付状況の記憶は曖昧である。

また、国民年金手帳記号番号払出簿検索システムによると、基礎年金番号導入（平成9年1月）以前に申立人に対して国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらず、オンライン記録及びB市の保管する国民年金の参考記録

によれば、15年7月23日を届出日として資格取得日を遡って昭和61年3月22日、資格喪失日を同年9月1日、資格取得日を平成15年6月10日、付加加入を同年7月23日とする事務処理が行われていることが確認できることから、その頃に初めて申立人の国民年金加入手続が行われたものとみられる。このことは、申立人が唯一所持する年金手帳（昭和61年9月1日から使用）にも国民年金手帳記号番号の記載が無いこととも符合する。このため、申立人は、申立期間当時、国民年金に未加入であったものとみられる上、この加入手続時期を基準とすると、申立期間の保険料は時効により納付することはできなかったものとみられる。

さらに、申立人が申立期間の保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

愛知厚生年金 事案6452

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和16年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和35年11月24日から36年5月頃まで
ねんきん定期便を見て、厚生年金保険の記録が昭和35年11月24日までと記録されていることが分かった。
しかし、実際は、この後も働いていたと思うので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社は、「申立期間当時の資料を保管しておらず、保険料の控除等について確認できない。」と回答しており、申立人の同社における退職時期及び当時の厚生年金保険の取扱いについて確認できない。

また、申立期間当時の同僚は、「申立人がA社で勤務していたことは覚えているが、退職時期までは覚えていない。」と証言している。

さらに、申立人は、A社で一緒に勤務した同僚として、申立期間より前に被保険者資格を取得している7人の名前を挙げているが、申立期間内に被保険者資格を取得している3人の同僚については、覚えていないと述べている。

加えて、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿の備考欄には、「35.11.29」と申立人の資格喪失届に係る受付日が記載されている。

このほか、申立人の申立期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

愛知厚生年金 事案6453

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和25年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成17年9月25日から19年7月25日まで
申立期間にA社で勤務し、給与から厚生年金保険料を控除されていたと思うので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社からの回答及び雇用保険の記録により、申立人は、申立期間のうち、平成18年6月26日から19年1月31日までの期間において同社に勤務していたことが認められる。

しかし、A社は、「申立人は、期間を限定した臨時雇用だったので、厚生年金保険の被保険者資格は取得させず、保険料も控除しなかった。」と回答している。

また、A社がB社会保険事務所（当時）に届け出た平成18年及び19年の健康保険厚生年金保険被保険者報酬月額算定基礎届には、オンライン記録において被保険者記録が認められる3人の同僚の氏名が記載されていることが確認できるものの、申立人の氏名は確認できない。

さらに、オンライン記録によると、申立人は、申立期間において国民年金に加入し、当該保険料について申請免除期間とされていることが確認できる上、C市の記録によると、申立人は、申立期間において国民健康保険に加入していることが確認できる。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

愛知厚生年金 事案6454

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和21年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和43年4月頃から45年5月26日まで

専門学校を卒業後、昭和43年4月にA社にデザイナーとして入社したにもかかわらず、厚生年金保険の記録は、45年5月26日からしか無い。

勤務していたことは確かであり、事業所は従業員を厚生年金保険等に参加させるのが当然であると思うので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の記録及び同期入社を含む複数の同僚の証言から判断すると、申立人は、昭和43年4月1日からA社に勤務していたことが認められる。

しかし、A社は、「当時の書類を保管していないため、申立期間における厚生年金保険の取扱いについて確認できない。しかし、厚生年金保険関係の事務手続は、健康保険組合を通じて行っており、健康保険と厚生年金保険の資格取得日は一致しているはずだ。」と回答しているところ、同社が加入していたB健康保険組合は、「申立期間のうち、昭和43年4月から同年10月までの期間については、当時の関係書類を保管しているが、この中に申立人の名前は見当たらない。」と回答している上、申立人から提出された健康保険被保険者証によると、申立人の健康保険の資格取得日は昭和45年5月26日と記載されていることが確認できる。

また、A社が加入していたC厚生年金基金は、申立人の被保険者期間は昭和45年5月26日から46年4月1日であると回答している。

さらに、上記の同期入社の同僚は、「申立人と一緒に、正社員として入社したのに、厚生年金保険の記録は、入社日の約2年後からとなっている。」と証言しているとともに、申立人の1年後に入社したとする同僚は、「A社に入社

してからも国民年金に加入していた。先輩に教えられて、自分から会社に申し出て、入社から約2年6か月後に厚生年金保険に加入させてもらった。」と証言しており、申立期間当時のA社では、入社と同時に厚生年金保険の被保険者資格を取得させる取扱いを励行していなかったことがうかがえる。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①及び③について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

また、申立人は、申立期間②に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和17年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和39年2月1日から40年4月1日まで
② 昭和40年4月1日から42年9月5日まで
③ 昭和42年9月5日から同年10月1日まで

申立期間①及び③について、A事業所には、昭和39年2月から42年9月末まで勤務していたと思うが、39年2月から40年3月までの期間と、42年9月の年金記録が無いことが分かったので、当該期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

また、申立期間②について、A事業所を退職した後の昭和42年11月24日に脱退手当金を受け取った記録となっているが、手続をした覚えは無く、脱退手当金を受け取った覚えも無いので、当該期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、申立人は、「昭和39年2月1日からA事業所に勤務していた。」と主張しているところ、A事業所は、昭和52年4月26日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっている上、当時の事業主は、既に死亡しているため、申立人の当該期間に係る勤務実態及び厚生年金保険の取扱いについて確認できない。

また、申立人は、「当時、私のほかに、5人ないし6人の女性が一緒に勤務していた。」と主張しているところ、当該期間当時、A事業所において厚生年金保険被保険者記録が認められる女性同僚4人のうち1人は、「申立人が在籍していたような記憶があるが、入社時期までは覚えていない。」と証言している上、残りの3人からは回答が得られない。

さらに、申立人の夫に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票の被扶養

者資格記録欄には、申立人の扶養開始日が昭和39年2月3日と記載されていることから、当該期間当時、申立人は、夫の被扶養者として扱われていたことがうかがえる。

加えて、厚生年金保険被保険者台帳記号番号払出簿によると、申立人に係る記号番号払出日は、オンライン記録の被保険者資格取得日（昭和40年4月1日）直後の同年4月7日と記載されている。

申立期間③について、申立人は、「昭和42年9月末までA事業所に勤務していた。」と主張しているところ、上記のとおり、A事業所は、既に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっている上、当時の事業主は、既に死亡しているため、申立人の当該期間に係る勤務実態及び厚生年金保険の取扱いについて確認できない。

また、当該期間当時、A事業所において厚生年金保険被保険者記録が認められる同僚（女性）は、「申立人が在籍していたことは覚えているが、退社時期までは覚えていない。」と証言している。

さらに、申立人のオンライン記録上の被保険者資格喪失日が昭和42年9月5日とされているところ、A事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票によると、申立人の資格喪失処理に係る進達日は同年9月21日と記載されており、同原票の備考欄には、「証返 9/14」と健康保険被保険者証が返納された日付が記載されている。

このほか、申立人の申立期間①及び③における厚生年金保険料の控除等について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①及び③に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

- 2 申立期間②について、申立人は、脱退手当金を受給していないと主張しているところ、当該期間に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票には、脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が記されているとともに、当該期間の脱退手当金は支給額に計算上の誤りは無く、当該期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約2か月半後の昭和42年11月24日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

また、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間②に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

なお、申立期間②の前に脱退手当金が未請求となっている別の2事業所の厚生年金保険被保険者期間があるが、当該被保険者期間と申立期間②の被保険者期間とは別番号で管理されており、当時、請求者からの申出が無い場合、別番号で管理されている被保険者期間を把握することは困難であったことを踏まえると、支給されていない期間が存在することだけをもって不自然な請求であるとまでは言えない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和18年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和42年9月18日から同年11月1日まで

私は、昭和42年7月頃から同年10月末まで、叔父が経営するA事業所に勤務した。同事業所が申立期間当時、厚生年金保険の適用事業所であったにもかかわらず、私の厚生年金保険の記録が全く無いのは納得できないので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の申立内容が具体的であること、及び同僚の証言から判断して、期間は定かでないものの、申立人がA事業所に勤務していたことはうかがえる。

しかしながら、A事業所（B社として昭和41年4月1日に厚生年金保険の適用事業所該当、42年7月31日に適用事業所ではなくなっており、再度、個人事業所として同年9月18日に適用事業所該当。）は、昭和46年2月に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっている上、当時の事業主（申立人の叔父）は、既に他界しており、複数の同僚に照会しても、申立人の同事業所における勤務期間等に関する証言は得られない。

また、申立人は、「叔父が新たに立ち上げたC社の法人設立と同時に、叔父らと共にA事業所から転籍した。」と述べているところ、オンライン記録により、C社が厚生年金保険の適用事業所となった日（昭和42年11月1日）に被保険者資格を取得しているA事業所から転籍した者は、申立人及び叔父を含めて4人であるが、このうち、申立人を除く3人は、いずれも同事業所が法人事業所として適用事業所でなくなった日（昭和42年7月31日）以降、C社において被保険者資格を取得するまでの間、厚生年金保険の被保険者記録が確認できない。

さらに、A事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿の申立期間に

おける健康保険の整理番号に欠番は見られない。

このほか、申立人の申立期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

愛知厚生年金 事案6457

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和17年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和33年2月から同年11月27日まで

A社には昭和33年2月から勤務していたのに厚生年金保険の被保険者記録が同年11月からとなっていることに納得できないので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社は、昭和36年6月30日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、申立期間当時の事業主及び給与計算の担当者は、既に亡くなっているため、申立期間における申立人の勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認できない。

また、申立期間当時にA社での厚生年金保険被保険者記録が確認できる複数の同僚に照会したところ、回答が得られた4人のうち3人は、申立人のことは覚えていないが、自分の厚生年金保険被保険者記録は正しい旨証言している。

さらに、当該4人のうち1人は、「申立人は自分より3か月ほど入社が早かった。」と証言しているところ、申立人も当該同僚について、自分より3か月ほど後に入社したと証言している上、健康保険厚生年金保険被保険者名簿では、当該同僚が申立人の資格取得日（昭和33年11月27日）より、約2か月後の34年2月1日に資格取得していることが確認できる。

加えて、A社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿では、申立期間において健康保険の整理番号に欠番は見られない。

このほか、申立人の申立期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

愛知厚生年金 事案6458

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①から③までに係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

また、申立人は、申立期間④から⑦までについて、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和20年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和36年4月1日から38年4月1日まで
② 昭和38年4月1日から42年12月28日まで
③ 昭和44年3月19日から同年12月1日まで
④ 昭和43年1月4日から同年4月11日まで
⑤ 昭和43年12月1日から44年1月1日まで
⑥ 昭和44年1月4日から同年3月19日まで
⑦ 昭和44年12月1日から45年1月1日まで

私は、A事業所退職後の昭和45年4月に脱退手当金を受給したことになっているが、脱退手当金を受け取っていないので、申立期間①から③までについて厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

また、私は、B事業所には昭和43年1月4日から同年12月31日まで、A事業所には昭和44年1月4日から同年12月31日まで勤務し、毎月の給料から保険料が控除されていたのに、申立期間④から⑦までについて厚生年金保険の記録が欠けているので、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の申立期間③に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票には、脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が記されているとともに、申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、厚生年金保険被保険者資格喪失日から約4か月後の昭和45年4月2日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

また、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間①から③までに係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

申立期間④及び⑤については、B事業所が所属していたC県は、「申立人については、人事記録等保管資料により昭和43年4月11日から同年9月30日まで臨時的任用職員として発令されていることを確認したが、発令期間を除く期間については、資料等が保管されておらず不明である。」と回答しており、当該期間の勤務実態及び厚生年金保険料の控除について、確認できない。

また、申立人は、当時の同僚の名前を覚えておらず、申立期間④においてB事業所に係る厚生年金保険の記録が有る同僚のうち一人は、「私は、B事業所に昭和42年10月2日から43年3月31日まで、半年契約のアルバイトとして勤務したが、申立人を知らない。」と証言している。

さらに、B事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿の申立期間④において、申立人の氏名は無く、健康保険の整理番号に欠番は見られない。

加えて、雇用保険の記録によると、申立人のB事業所における取得日（昭和43年4月11日）は、オンライン記録の資格取得日及びC県の人事記録における入社発令日と一致している一方、申立人の同事業所における離職日（同年11月20日）は、オンライン記録の資格喪失日（同年12月1日）より11日前の日付とされており、申立人が申立期間⑤より前に、同事業所を退職した可能性がうかがえる。

申立期間⑥については、オンライン記録によると、A事業所は、昭和44年3月19日に厚生年金保険の適用事業所となっており、当該期間において適用事業所であった記録が確認できない。

また、雇用保険の記録によると、申立人について、事業所名は不明であるものの、厚生年金保険被保険者資格取得日の13日後（昭和44年4月1日）に資格取得し、同被保険者資格喪失日の前日（同年11月30日）に離職した旨の記録が確認できる。

申立期間⑦については、昭和44年11月14日から同年12月26日までA事業所に係る厚生年金保険の被保険者記録が有る同僚は、「私はA事業所に入った時、事務長の妻の知り合いの女性と1週間一緒に働き、仕事を教えてもらった。その後は、事務長の男性と二人だけの職場だった。当時妊娠中であったとする申立人のことは知らない。」と証言している。

また、申立人は、「A事業所を退職した時はつわりがひどく出勤が困難であったため、もしかしたら、昭和44年12月末までは勤務していなかったかもしれない。」と証言している。

このほか、申立人の申立期間④から⑦までにおける勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間④から⑦までに係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和10年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和31年9月頃から33年8月1日まで

私は、A社B班を昭和31年4月に一時退職した後、同年9月から再び同社同班で働いた。申立期間においてC作業所、D作業所及びE作業所で勤務し、同僚にF氏及びG氏がいたので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者記録が無いのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が記憶する同僚及びA社B班で勤務し同社における厚生年金保険被保険者記録が確認できる複数の同僚に聴取したところ、申立人が同社同班に勤務していたとする証言は得られたものの、その勤務期間を特定できる証言が得られない。

また、A社は、「当時の資料が残っていないため、申立人の勤務については不明である。」と回答しており、申立人の同社における勤務期間等について確認できない。

さらに、A社B班で勤務していた同僚は、「A社B班は、同社の下請会社であったが、同班は厚生年金保険に加入していなかったと思う。同班に勤務していた期間中に、同社にお願いして、厚生年金保険に加入させてもらった覚えがある。」と証言しているところ、上記の複数の同僚は、いずれも申立期間より前から同社同班で勤務していたと証言しているものの、オンライン記録によると、申立人と同時期に同社において被保険者資格を取得していることが確認できる。

加えて、オンライン記録によると、A社B班は、厚生年金保険の適用事業所であったことが確認できない上、申立期間に係る同社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、健康保険整理番号に欠番も見当たらない。

このほか、申立人の申立期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

愛知厚生年金 事案6460

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正15年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和20年8月31日から同年12月1日まで

私は、A社に昭和19年10月1日に入社し、21年8月15日まで継続して勤務した。終戦後に事業所名が同社からB社に変わったことは知っていたが、申立期間について、厚生年金保険の被保険者でないことに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

A社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿によると、同社は、昭和20年8月31日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、申立期間において適用事業所であった記録が確認できない。

また、B社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿によると、同社は、申立期間中の昭和20年10月1日に厚生年金保険の適用事業所となっており、申立期間のうち、同日以前の期間において適用事業所であった記録は確認できない上、同日に被保険者資格を取得している者は、1人のみであり、その後、申立人を含む263人は、いずれも同年12月1日に被保険者資格を取得していることが確認できる。

さらに、B社及びA社の後継会社であるC社は、「申立期間当時の資料は、昭和34年の台風で全て失われており、また、会社も変遷しているため関係資料は残っていない。」と回答しており、上記の申立人を含む複数の従業員が一斉に被保険者資格を取得している理由も確認できない。

加えて、B社において申立人と同日に被保険者資格を取得し回答が得られた同僚は、申立人を記憶していないことから、申立人の申立期間における勤務実態等について確認できない。

このほか、申立人の申立期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることができない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和14年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和46年3月31日から同年10月11日まで

私は、A社に勤務していた期間のうち、厚生年金保険被保険者記録が抜けている期間がある。保険料控除を証明できる資料は無いが、同社に継続して勤務していたので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された社会保険加入台帳によると、申立人は、昭和46年3月31日に厚生年金保険被保険者資格を喪失し、同年10月11日に再取得している旨が記録されており、健康保険厚生年金保険被保険者原票の喪失日及び取得日と一致していることが確認できる。

また、雇用保険の記録によると、申立人のA社における離職日は、昭和46年3月30日とされており、当該離職日の翌日は、健康保険厚生年金保険被保険者原票の被保険者資格喪失日と一致している。

さらに、A社は、「当社の社会保険加入台帳に記載されていること以外は、当時の事情を知る者もなく不明。」と回答しており、申立人の申立期間における勤務実態等について確認できない。

加えて、複数の同僚に照会したが、申立人の申立期間における勤務実態について証言を得ることができない。

このほか、申立人の申立期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

愛知厚生年金 事案6462

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和41年9月1日から44年7月1日まで

家庭の事情で申立期間に係る事業所を退職したが、脱退手当金の請求手続をしたことも、受け取った記憶も無い。申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の健康保険厚生年金保険被保険者原票には、脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が記されているとともに、申立期間の脱退手当金は、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約6か月後の昭和44年12月26日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはない。

また、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和11年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和26年3月23日から33年8月9日まで
脱退手当金をもらったことになっているが、もらった覚えは無い。
申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間の脱退手当金は、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約5か月半後の昭和34年1月26日に支給決定されているほか、厚生年金保険被保険者台帳（旧台帳）には、脱退手当金の算定のために必要となる標準報酬月額等を、厚生省（当時）から当該脱退手当金の裁定庁へ回答したことが記録されているなど、一連の事務処理に不自然さはない。

また、申立人は、「脱退手当金の請求手続をした後、父から、将来、年金がもらえなくなるから脱退手当金をもらってはいけないと注意されたので、当時、公共職業安定所だったか町役場だったかに勤務していたA氏に請求手続を止めてもらった。」と主張しているところ、申立人の父は既に死亡している上、申立人の住所地を管轄するB公共職業安定所及びC町は、「人事記録等にA姓の職員の名前は見当たらない。また、厚生年金保険関係の業務は、当時厚生省が所掌しており、所属の職員が、自らが所掌していない厚生年金保険の脱退手当金の請求手続に関与することはない。」旨回答しており、申立人の主張を裏付ける証言等は得られない。

さらに、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和14年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和33年3月5日から36年4月1日まで

申立期間に係る事業所を結婚のため、退職した。すぐに働きに出るつもりだったが、子供ができたので、しばらくは働きに出ず、4年後に再度働き始めた。脱退はしていないので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が勤務していた事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿に記載されている女性のうち、申立人の厚生年金保険被保険者資格喪失日である昭和36年4月1日の前後2年以内に資格喪失した者43人のうち、受給資格者32人の脱退手当金の支給記録を調査したところ、18人について支給記録が確認でき、そのうち16人は資格喪失日から5か月以内に支給決定がなされていることを踏まえると、申立人についてもその委任に基づき事業主による代理請求がなされた可能性があるものと考えられる。

また、申立人の健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が記されているとともに、申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約4か月後の昭和36年8月7日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはない。

さらに、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。